



水道課からのお知らせ

水道の凍結にご注意ください！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「1日中、外気温がマイナスの真冬日が続いたとき」はご注意ください。



水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。減免の申請の際には、**次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印かんをご用意**のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件
右の4つすべてに該当し

- 住民税が非課税の世帯であること。
- 水道の用途区分が「一般用」であること。
- 減免申請者が水道の使用名義人であること。
- 生活保護法による生活扶助を受給していないこと。



①と②を
確認出来るものと、
印かんを持って
水道課で申請

②世帯要件
右の4つのいずれかに該当すると

- 高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯または満70歳以上の方のみの世帯
- ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- 身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- 特殊事情世帯：その他、災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7㎡まで）	超過料金（1㎡につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15㎡の場合

・通常 1,826円 + (15㎡ - 7㎡) × 270円 = 3,986円

・減免後 1,588円 + (15㎡ - 7㎡) × 235円 = 3,468円

3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円の軽減

水道料金
一部軽減

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130



事業者向け家賃等軽減助成金

中堅・中小企業、個人事業者の事業継続のための家賃等軽減助成金の申請を受付しています

■対象：新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける

①町内で事業を行うために、家賃・地代等を負担する法人、個人事業者の皆さん（借主）

②法人、個人事業者で、町内で事業を行う事業者のために、家賃・地代等の全部または一部減免をおこなう皆さん（貸主）

■助成額

家賃・地代等（全部または一部減免にあつては減免相当額）×2か月分×1/3（1か月あたり上限5万円）

■申請期間：2月15日（月）まで ※2月16日（火）以降、申請受付はできません

助成の対象になるためにはその他一定の要件があります。詳細は、町もしくは商工会議所にお問合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

問合せ 商工観光課 商工労政グループ ☎21-2125 Fax 21-2144

余市商工会議所 ☎23-2116 FAX 22-5100